

国立大学法人和歌山大学資金運用に関する取扱要綱

制 定 平成16年 5月 7日

法人和歌山大学規程第 333 号

最終改正：平成28年 4月 1日

(目的)

第1 この要綱は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の業務遂行のために必要な資金を他の財源から流用する取扱いについて定めるものとする。

(財源)

第2 流用財源は、目的積立金、学生納付金等自己収入（以下「自己収入」という。）、運営費交付金及び寄附金とする。

(目的積立金等の流用範囲)

第3 目的積立金、自己収入及び運営費交付金を財源として流用することができる事項は、以下のとおりとする。

- (1) 科学研究費による研究実施に際し、経費納付前に研究を実施する場合の経費執行
- (2) 国公立の機関及び政府出資金を活用した独立行政法人を相手とする受託研究契約で、複数年契約の2年次以降の経費執行
- (3) 国公立の機関及び政府出資金を活用した独立行政法人を相手とする受託研究契約で、契約金額が確定しており経費の交付が確実に実施されると見込まれる場合の経費執行
- (4) 国立機関が主催する補助事業で、内定を受けているなど補助金額が確定しており、かつ経費の交付が確実に実施されると見込まれる場合の経費執行
- (5) 本学が寄附金として受け入れる財団法人等の法人が公募する助成事業で、内定を受けているなど助成期間及び助成金額が確定しており、かつ経費の交付が確実に実施されると見込まれる場合の経費執行（ただし入金を経費執行と同一年度内になされる場合に限る）
- (6) 前5号の定めと類似するもので、財務課長が妥当であると判断したものの経費執行（流用金額決定）

第4 目的積立金、自己収入及び運営費交付金を財源とする流用の金額は、申請に基づき、支出予算における余裕金の資金量及び流用の必要性を精査のうえ、財務課長が決定するものとする。ただし、申請額の一部または全部について流用しない等の場合は学長の了承を得て決定するものとする。

(寄附金の流用)

第5 運営費交付金の送金が遅延した等の理由により一時的に支払資金が不足する場合には、研究等に影響を与えない範囲で、学長の承認を経て、寄附金を流用することができるものとする。

(返済)

第6 第3各号及び第5の経費が交付されたときは、速やかに流用した金額を流用財源元に返済しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

附 則（平成19年2月5日一部改正：法人和歌山大学規程第543号）

この改正要綱は、平成19年2月5日から施行する。

附 則（平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1223号）

この改正要綱は、平成23年10月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年10月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1354号）

この改正要綱は、平成24年10月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1833号）

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。